

2.遺言書を書いておいた方がよいケースは？

主な事例	遺言書の作成をおすすめする理由
夫婦に子どもがいない	相続人は配偶者だけではなく、亡くなった夫や妻の両親や兄弟姉妹が法定順位に従い相続人になります。夫又は妻に全財産を相続させたくても、相続人全員で遺産分割協議をする必要があります。
連絡がつかない相続人がいる	所在が分からない相続人がいる場合、遺産分割協議ができません。 この場合、不在者財産管理人の選任又は失踪宣告の申立てを家庭裁判所にする必要があります。
前婚の子どもがいる	離婚した元配偶者に相続権はありませんが、前妻(夫)との間の子は相続人となるため、遺言書がない場合、前婚の子を含めて遺産分割協議を行う必要があります。
相続人以外に財産を託したい	子の配偶者や孫、甥や姪、内縁の妻(夫)、お世話になった人・団体など、相続人以外の人(法人)に財産を受け継がせた場合には遺言書が必要です。遺言書がなければ、これらの方には遺産は分配されません。
援助が必要な相続人がいる	認知症等で判断能力が十分でない相続人がいる場合、遺産分割協議の当事者になれないため、家庭裁判所で成年後見人を選任してもらう必要があります。

自筆証書遺言書を法務局で保管する制度があります。

- ・手数料は3,900円で、法務局が厳重に保管します。
- ・遺言書の紛失や改ざんの心配がありません。
- ・法務局に保管申請すると、家庭裁判所での検認手続が不要です。
- ・遺言者の死亡時に、指定された方に法務局が遺言書を保管していることを通知することができます。

3.遺言書を法務局に預けるときに必要なものは？

- ・遺言書(原本/ホッチキス止めや契印は不要)
 - ・保管申請書
 - ・住民票(本籍と戸籍の筆頭者の記載のあるもの)
 - ・顔写真付きの身分証明書
マイナンバーカード、運転免許証、運転履歴証明書、パスポート等(有効期限内のもの)
 - ・手数料(1件につき3,900円)
- ※手続は予約制です。**



あなたの大切な人のために

あなたの遺言書を法務局に預けてみませんか

子どもたちが相続でもめないようにしたい！

大切な人に感謝や願いを伝えたい！



遺言書ほかんガルー

目次

- 1.遺言書を書いてみましょう！
- 2.遺言書を書いた方がよいケースは？
- 3.遺言書を法務局に預けるときに必要なものは？

<予約・お問合せ先>

福井地方法務局

- 供託課 0776-22-4189
 武生支局 0778-22-0194
 敦賀支局 0770-25-0174
 小浜支局 0770-52-0238



自筆証書遺言書
保管制度の
詳細はこちら



1. 遺言書を書いてみましょう！

遺言書の内容については、法務局では相談に応じることはできません。内容についてご不明な点がある場合は、弁護士や司法書士等の専門家に相談されることをお勧めします。

「遺言書の全文」
「作成した日付」
「遺言者の氏名」
必ず遺言者が
自署し、押印
する。

パソコン等で作成した財産目録や、銀行通帳等のコピー（銀行名や口座番号等が読み取れるもの）、登記事項証明書のコピー等を財産目録として添付することも可能です。

文言を訂正する場合は、①従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、②適宜の場所に訂正場所の指示、加除、修正したことを付記し、署名してください。

※このほか、法務局に預ける場合のルールは以下のとおりです。

- ① 用紙はA4サイズ片面
- ② 余白を確保(上下左右)
- ③ ページ数 (1枚でも「1/1」)
- ④ ホッチキスや契印は不要

ふげんじこう
<付言事項とは>

遺言書を通して、家族やお世話になった人への感謝や願いを伝えることが一般的に行われていますが、この感謝や願いなどを伝える文章を「付言事項」といいます。この「付言事項」は任意ですが、あなたの思いをメッセージとして、伝えることができます！

余白5ミリメートル以上

遺言書

1. 私は、私の所有するすべての財産を妻の法務花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。平成
2. この遺言の遺言執行者として、長男法務一郎を指定する。

※遺言執行者（遺言を実行する役割を担う人）の指定は任意です。

（付言事項）

妻の花子には、長年にわたり連れ添ってくれたことに感謝しています。ありがとう。

令和6年11月19日

住所 福井市春山1丁目1番54号

署名 法務太郎 押印

本文2行目、2字削除2字追加 法務太郎

ページ数 1/1

余白10ミリメートル以上

- ①夫婦だけで子どもがいない（夫の父母は存命）場合で、妻花子に全財産を相続させたい場合

（付言事項）

自分に何かあったとき、妻の花子が安心して暮らせるように、この遺言書を作成しました。花子と出会うことができるとても幸せでした。感謝しています。父さんと母さんには、どうか私の遺志を理解して、花子を支えてあげてください。よろしく願います。

- ②孫のAさん（代襲相続人ではない）に定期預金を遺贈したい場合

（付言事項）

Aは幼い頃から私の話し相手や食事の世話などをしてくれました。本当に感謝しています。Aの勉強に役立ててもらいたいと考え、私の定期預金を贈ることになりました。ほかの孫たちは不満に思うかもしれませんが、どうか私の気持ちを尊重するようお願いいたします。

- ③同居している二男Bさんに遺産をすべて相続させたい場合

（付言事項）

お母さんが亡くなった後、長年、面倒を見てくれたBには、私の全財産を相続させることで報いたいと望んでいます。ほかの子どもたちは、Bに異議を述べることなく、これからも兄弟仲良く助け合ってください。